

愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱

(設置目的)

第1条 愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の適切かつ円滑な運営に資するため、愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(懇話事項)

第2条 懇話会の委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 広域計画（地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項に規定する広域計画をいう。）に関すること。
- (2) 保険料に関すること。
- (3) 保健事業に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、愛媛県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者で構成する。

- (1) 被保険者を代表する者 3人以内
- (2) 医療保険者を代表する者 3人以内
- (3) 保険医又は保険薬剤師を代表する者 3人以内
- (4) 学識経験を有する者 3人以内

2 委員は、前項各号に掲げる者のうちから、広域連合長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置く。

2 会長は、学識経験を有する委員のうちから互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、懇話会設置後初めて開催される会議においては、広域連合長が招集する。

2 懇話会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

4 懇話会の意見は、会長が広域連合長に報告する。

(費用弁償等)

第7条 委員が懇話会に出席したときは、当該委員に対し、費用弁償及び謝金を支給する。

2 委員に支給する費用弁償及び謝金の額は、愛媛県後期高齢者医療広域連合特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年愛媛県後期高齢者医療広域連合条例第9号）別表第2附属機関の委員等の項の規定を準用する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、愛媛県後期高齢者医療広域連合総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。